

早稲田大学審査学位論文

博士（人間科学）

概要書

村落コミュニティの共存性と自然環境保全

Coexistence of Rural Community and Conservation of  
Natural Environment

2011年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

平井 勇介

Hirai, Yusuke

研究指導教員： 鳥越 皓之 教授

本論の目的は、農村地域のコミュニティ(村落コミュニティ)が自然環境保全政策へ協力的に取り組む条件をコミュニティ成員の立場から明らかにすることである。

なぜ本論でこうした課題を設定したのかといえば、それは自然環境保全政策をめぐる以下のような現状があるためである。すなわち、自然環境保全政策において村落コミュニティをどのように位置づけたらよいか、その判断に困っている現場が非常に多いためである。そもそも自然環境保全の現場は、どちらかといえば都市部よりも農山村地域に多い。考えてみればそれは当然のことで、里山や棚田などを対象とした活動にみられるように、農山村地域には「守るべき」自然環境が多く残っているからである。そのため、自然環境保全活動の多くの現場では、行政や都市部の住民が農村地域の自然環境へ働きかけるといった構図が一般的となっている。こうした構図は、担い手不足によって農山村地域の自然環境へ手入れが行き届かない状況を、自然環境保全意識の高まりに後押しされるかたちで都市部住民が代わりに担おうとしているとも受け取られる。したがって一見、両者の利害が一致しているように見えるのであるが、これまで生産や生活の営みを通じて自然環境とつきあってきた農山村の住民たちは、行政や都市部からの環境保全のはたらきかけを受け入れる場合もあれば、逆に拒絶する場合もある。さらには、たとえ同じ現場であっても、農山村の住民たちは自然環境保全活動に対する態度を途中で変えることがしばしばあるのである。この農山村住民の態度の揺らぎは、住民参加を求める行政の自然環境保全政策をしばしば行き詰まらせており、活動が停滞、休止状態となっているところも見受けられるのだ。

こうした自然環境保全活動の現状からすれば、地域住民がどういった条件において保全活動へ参加するのかという問題は政策的に重要な課題といえよう。本論は特に行政、環境 NPO、地域住民などが自然環境保全活動計画を議論、策定する「対話」の場における課題に焦点を当てて、自然環境保全活動への地域住民の協力条件を考察している。

まず 1 章では、この「対話」の場におけるさまざまなアクター間の「対話」の条件をこれまでの研究から示しつつ、そこでの課題を確認している。1 章で確認したのは、これまでのいわゆる「対話」理論における市民社会論的な主体像では掬いあげられない、村落コミュニティ成員の主体像を把握することの重要性であった。すなわち、これら二つの主体像の相違のために、これまでの「対話」理論は地域住民にとって不可欠な対話条件を見過ごしてきたのではないかというのが、先行研究における本論の立場である。そこで、本論では 2 章から 4 章までの事例研究を通じて、村落コミュニティ成員の主体像を把握することを試みている。特に「対話」の場に地域の代表者として出てくることの多い、村落コミュニティリーダーの主体像を村落コミュニティの行動原理との関連から考察している。

2 章ではまず村落コミュニティの行動原理を推察するために、ムラのローカル・ルールを明らかにしている。具体的には霞ヶ浦湖岸集落を事例として、伝統的にみられる湖岸資源の利用形態の分析から、集落内の格差是正の在り方を明らかにした。本論では地域の個別性を重視する立場であるため他の事例と容易に比較できないが、事例地のような伝統的なムラ社会の格差是正の論理を参考にしうえで、村落コミュニティにおける生活の行動原理と村落コミュニティリーダーの関係を 3、4 章で明らかにしている。

3 章では、ダイオキシン問題を経験した所沢市の混住化地域を事例としている。ここは、近年施行された自然再生促進法に則り、かつてダイオキシン問題が発生した平地林を対象とした自然再生事業がおこなわれている地域である。この平地林は、その多くを地元の農家が所有していることもあり、行政や環境 NPO は地元農家の協力を仰ぎ、彼らはともに自然再生事業の「対話」の席につくことになった。しかしながら、最終的に地元農家組織である「地権者の会」が「対話」の場(自然再生協議会)から脱退したために、現在、自然再生事業は停滞状況となっている。3 章ではこの「地権者の会」が「対話」の場から脱退した理由を明らかにしている。村落コミュニティリーダーと村落コミュニティの行動原理との関連から、その理由を以下に示そう。すなわち、「地権者の会」代表者である村落コミュニティリーダーたちは、農家間の平等性に配慮して、自然再生事業に協力するか、拒否するかという判断をしなくてはならなかったのである。この農家間の平等性をリーダーたちが意識していた直接の原因は、ダイオキシン問題によって生じた農家間の緊張関係に由来している。この地域に生じたダイオキシン問題によって平地林地権者の農家間には、ダイオキシン問題を間接的に引き起こしてしまった農家(平地林を産廃業者へ売却・貸与した農家)と一方的に損をした農家(高騰した相続税を支払いつつ平地林を維持してきたにもかかわらず、ダイオキシン被害を受けてしまった農家)などが生じ、その間で緊張関係が生まれてしまった。そのため、平地林地権者農家の代表者たちはこの不平等を是正することを「地権者の会」の行動原理として、自然再生事業に取り組んだのである。

自然再生事業の開始当初、リーダーたちは、この農家間の不平等の是正をしつつ、自然再生に協力できる道を

模索し、平地林管理手法を提示した。つまり、リーダーたちはこれまで一方的に損をしてきた農家が少しでも利益を得られるような、農家の人びとが納得できる自然再生事業への協力関係の在り方を提示したのである。しかしながら、行政や環境 NPO の意見が支配的な自然再生協議会においては、「地権者の会」のこうした意見は平地林管理を地元が独占するものとみなされ、受け入れられることはなかった。くわえて、環境 NPO などの自然再生事業に対する主流の意見は、残存する平地林管理も重要であるが、「改変地(産廃業者、粉碎業者などの経営する土地)再生も同様に進めるべきだ」というものであったのだ。こうした意見は、地権者農家にとってみれば、間接的にダイオキシン問題を引き起こしてしまった農家に利益が生じ、結果、ダイオキシン問題で生じた農家間の緊張関係を再燃させてしまうことと受け取られた。そのため、「地権者の会」は協議会からの脱会を決めたのであった。

以上のような事例から村落コミュニティリーダーの主体像の特徴を指摘すると、以下のようなものとなる。すなわち、村落コミュニティリーダーは村落コミュニティの行動原理(3 章では「農家間の平等性」)を常に配慮せざるを得ない存在であった。だがその一方で、リーダーたちは単に拘束された存在というわけでもない。そうした拘束性を纏いつつ、リーダーたちは農家の納得できるところで自然再生事業に協力できる平地林管理案を提示したという事実から考えても、リーダーたちはその拘束性のなかで新たな地域形成案を提示する存在でもあったのである。

つづいて 4 章では、琵琶湖湖岸 A 町 B、C 集落を事例とし、ゴミ処理場建設誘致と自然環境保全事業をおこなう、それぞれの理由を明らかにした。A 町がゴミ処理場誘致を試みたのは A 町内にある一連の沼開発によって非農用地問題(「どうしようもない土地」)ができてしまい、集落の一部の利益を享受できなかった人びとが、A 町へ信用をなくしかけていたことが原因であった。そのため、A 町の中心メンバーは、非農用地問題の解決に動かなければならなかったのであり、その活動はゴミ処理場を誘致するという選択も辞さない覚悟を伴ったものであった。結局このゴミ処理場誘致計画は頓挫してしまうのであるが、抜本的な解決策がなくなった現在も、彼らは非農用地の総有化をはかることで非農用地地権者の不満に対処し続けている。一方、自然環境保全活動が A 町でおこなわれている理由は、非農用地問題解決の一環として捉えられるものであった。すなわち、ゴミ処理場誘致計画と自然環境保全活動の 2 つの活動理由をまとめてみると、これらの共通点は村落コミュニティの秩序を回復・形成する活動として捉えられる点にあったのである。

この 4 章の考察から、村落コミュニティリーダーと村落コミュニティの行動原理については以下の知見が得られた。3 章に続き、ここでもリーダーたちは、村落コミュニティの行動原理(集落成員間の「平等性」)に配慮するという拘束性を纏った存在として浮かび上がってくる。とはいえ、リーダーたちは常に「平等性」に配慮していると村落コミュニティの問題を対処できない状況に陥ることがある。その場合、リーダーたちはまず「平等性」を蔑ろにしつつもムラの問題に対処せざるを得ない。世代交代を果たした次期リーダーたちはこうした状況を理解しながら、「平等性」の確保のために立ちまわったのである。すなわち、村落コミュニティの行動原理とは、ある程度長いスパンのなかで維持されていくものであり、リーダーたちはこうしたスパンのなかで自分たちの役割を見いだしていたのだ。

以上の事例研究の考察から、最終章となる本論 5 章では、「対話」の場において村落コミュニティの意見を把握するために必要な条件(協力条件)を提示している。そこで重要となってくるのは、村落コミュニティリーダーの「拘束性」である。特に 3、4 章でみられた村落コミュニティの生活行動原理である“平等性”の確保(あるいは、不平等性の回復)に関わる事柄においては、リーダーは自分の望ましいと考えることを単に推し進めることはできない。その場合、リーダーは強い「拘束性」を纏わざるを得なかったのである。リーダーたちは、拘束されつつも「ムラのため」に新たな活動を選択もしてきたのだが、それはリーダーが「拘束性」を鑑みて活動をする場合のみ許容されるものといえる。よって、リーダーとの「対話」においては彼らに纏う「拘束性」に配慮しなければ、3 章の事例でリーダーたちがコミュニティに配慮しつつ、また自然環境保全に協力的でもあったような創造的な行為の芽をもつぶしてしまう危険性があるといえよう。自然環境保全などの土地に関わる問題は、この村落コミュニティの“平等性”と深くかかわらざるを得ないため、行政や環境 NPO はリーダーの「拘束性」の部分、すなわち、村落コミュニティにおいてはリーダーであっても判断することのできない領域があるということを理解することが、地域住民と「対話」をし、彼らの協力を得る上で非常に重要な条件であるといえよう。